

認定の対象者及び要件 ※次の要件をすべて満たす事業者

■ 要件 1

加東市内に事業実態のある事業所があること。

※法人の事業者について、登記上の所在地において事業実態がない場合は、認定を受けることができるのは事業実態のある事業所の所在地を管轄する市区町村に限られます。そのため、加東市内に事業実態がない場合は、認定を受けることができませんのでご注意ください。

■ 要件 2

「指定業種」を営んでおり、以下の売上高営業利益率の減少要件を満たしていること。

<売上高営業利益率の減少要件>

申請者の種類	対象要件
【5号（ハ-①）】 指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比べて20%以上減少していること。
【5号（ハ-②）】 指定業種と非指定業種を営んでいる場合	（1）最近3か月における指定事業の売上高が企業全体の売上高の5%以上を占めていること。 （2）企業全体と指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同月と比べて20%以上減少していること。

<認定申請に必要な書類>

No.	種別	必要書類	部数	備考
1	共通	認定申請書	2部	
2	共通	添付書類（加東市の指定様式）	1部	
2	共通	事業簿の利益率が確認出来る書類（税理士等が確認した信ぴょう性が担保できるもの）	1部	
5	共通	営んでいる事業が指定業種に属することが確認出来る書類（許認可証やパンフレット、ホームページ等）	1部	
5	法人の場合	直近の法人事業概況説明書の写し	1部	※電子申告の場合は、受付結果が確認出来る「受信通知」（1部）を添付すること。
		履歴事項全部証明書の写しまたは登記情報提供サービスから出力したもの	1部	※申請日から3か月以内に発行されたもの。
5	個人の場合	直近の確定申告書の写し ①青色申告の場合 ・確定申告書（第一表） ・所得税青色申告決算書（1,2ページ） ②白色申告の場合 ・確定申告書（第一表） ・収支内訳書（一般用）	1部	※電子申告の場合は、受付結果が確認出来る「受信通知」（1部）を添付すること。
		6	共通	委任状 ※代理申請の場合

<確認事項>

※認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。

※認定の後、申請内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

※申請受理後から認定に要する期間は3日間程度を見込んでいます。（※ただし、書類の不備等がある場合を除く。）

※提出された書類は原則返却することが出来ません。写しが必要な場合は、必ず事前にコピーをとった上でご提出ください。